

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	総合警備保障株式会社			コード	2331
提出日	2024/6/10	異動(予定)日	2024/6/25		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会(異動予定日)に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	池永 肇恵	社外取締役	○													○		有
2	三島 正彦	社外取締役	○													△	訂正・変更	有
3	岩崎 賢二	社外取締役	○													△	訂正・変更	有
4	森田 宏之	社外取締役	○													○	新任	有
5	田中 里沙	社外取締役	○													○	新任	有
6	中野 慎一郎	社外監査役	○													△		有
7	中川 能亨	社外監査役	○													○		有
8	大塚 祥史	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	独立役員として指定する社外取締役の池永肇恵氏が2014年3月まで教授を務めた法政大学および現在非常勤理事を務める独立行政法人国立病院機構と当社との間には、警備業務委託等の取引が存在しております。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる男女共同参画や地方自治の行政に携わった豊富な経験を有するとともに、大学教授を務めるなどの高い見識と能力を有することから、社外取締役の池永肇恵氏を独立役員といたします。
2	独立役員として指定している社外取締役の三島正彦氏が2022年9月まで顧問を務めた三菱重工株式会社と当社との間には、警備業務委託等の取引が存在しております。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる大手機械メーカーの経営者として培った豊富な経験および見識ならびに高い能力を有することから、社外取締役の三島正彦氏を独立役員としております。
3	独立役員として指定する社外取締役の岩崎賢二氏が2018年3月まで取締役副社長を務めた東京海上日動火災保険株式会社、2018年6月まで取締役副社長を務めた東京海上ホールディングス株式会社および2022年6月まで専務理事を務めた日本損害保険協会と当社との間には、警備業務委託等の取引が存在しております。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる大手損害保険会社等における経営者として培った豊富な経験ならびに高い能力を有することから、社外取締役の岩崎賢二氏を独立役員といたします。
4	独立役員として指定する社外取締役の森田宏之氏が現在取締役相談役を務める日鉄ソリューションズ株式会社と当社との間には、総合管理・防災業務の取引が存在しております。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる大手システムインテグレータ等における経営者として培った豊富な経験および見識ならびに高い能力を有することから、社外取締役の森田 宏之氏を独立役員といたします。
5	独立役員として指定する社外取締役の田中里沙氏が2022年6月まで在籍していた日本郵便株式会社との間には警備輸送業務委託等、現在社外取締役を務める井村屋グループ株式会社との間には警備業務委託等の取引があります。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる長年にわたり出版・教育事業の経営者として培った豊富な経験を有するとともに、社会人大学院学長を務めるなど高い見識と能力を有することから、社外取締役の田中 里沙氏を独立役員といたします。
6	独立役員として指定している社外監査役の中野慎一郎氏が2019年6月まで常任参与を務めた農林中央金庫および2019年3月まで取締役を務めた農中信託銀行株式会社と当社との間には、警備業務委託等の取引が存在しております。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる金融機関における経験により培った豊富で多様な経験と幅広い見識を有することから、社外監査役の中野慎一郎氏を独立役員としております。
7	独立役員として指定する社外監査役の中川能亨氏が2017年3月まで代表取締役社長を務めた三洋電機株式会社、2018年3月まで顧問を務めたパナソニック株式会社、現在特別顧問を務めるハードロック工業株式会社および現在顧問を務める株式会社魚国総本社と当社との間には、警備業務委託等の取引が存在しております。 上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	株式会社東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる大手電機メーカーにおける経理・財務や経営を担当するなど培った豊富で多様な経験と幅広い見識を有することから、社外監査役の中川能亨氏を独立役員といたします。

8	<p>独立役員として指定する社外監査役の大塚祥史氏が2022年3月まで常務取締役を務めた大和証券株式会社および、2024年3月まで専務取締役を務めた株式会社大和総研と当社の間には情報通信サービス業務の取引が存在しております。</p> <p>上記取引は、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。</p>	<p>株式会社東京証券取引所の定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2）に抵触するなどの一般株主と利益が相反するような事情もなく、長年にわたる大手証券会社等における経験により培った豊富で多様な経験と幅広い見識を有することから、社外監査役の大塚祥史氏を独立役員といたします。</p>
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 補足説明

訂正・変更については、「役員の属性」に関するものです（取引先の業務執行者を退任後1年以上経過）。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社を主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- ※4 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※5 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。